

令和 8 年 6 月

大分県議会定例会議案

大 分 県

議 案 目 次

(議 案)

第 64 号 議 案	令和 8 年度大分県一般会計補正予算 (第 1 号) ……………	1
第 65 号 議 案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について ……………	7
第 66 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について ……………	8
第 67 号 議 案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について ……………	10
第 68 号 議 案	大分県宿泊税条例の制定について ……………	11
第 69 号 議 案	大分県税条例等の一部改正について ……………	20
第 70 号 議 案	大分県税特別措置条例の一部改正について ……………	24
第 71 号 議 案	美術品の取得について ……………	26
第 72 号 議 案	大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について ……………	27
第 73 号 議 案	大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について ……………	28
第 74 号 議 案	大分県宿泊税基金条例の制定について ……………	34
第 75 号 議 案	大分県公害被害救済措置条例の一部改正について ……………	36
第 76 号 議 案	損害賠償請求に関する和解をすることについて ……………	37
第 77 号 議 案	工事請負契約の締結について ……………	39
第 78 号 議 案	大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について ……………	40

(報 告)

第 2 号 報 告	大分県税条例等の一部改正について ……………	41
報 第 1 号	令和 7 年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について ……………	47
報 第 2 号	令和 7 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について ……………	65

報 第 3 号	令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	69
報 第 4 号	損害賠償の額の決定について	71
報 第 5 号	損害賠償の額の決定について	72

令和 8 年度 大分県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度大分県一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,596,964 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 737,654,964 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 109,541,327	千円 4,078,711	千円 113,620,038
	2 国 庫 補 助 金	79,064,532	4,078,711	83,143,243
12 繰 入 金		29,835,229	518,253	30,353,482
	2 基 金 繰 入 金	29,498,671	518,253	30,016,924
14 諸 収 入		66,857,081	3,000,000	69,857,081
	3 貸 付 金 元 利 収 入	59,309,234	3,000,000	62,309,234

歳入合計		730,058,000	7,596,964	737,654,964

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 34,823,111	千円 63,365	千円 34,886,476
	3 徴 税 費	4,887,180	63,365	4,950,545
3 福 祉 生 活 費		76,660,708	1,493,916	78,154,624
	1 社 会 福 祉 費	48,611,728	1,493,916	50,105,644
4 保 健 環 境 費		42,889,431	120,400	43,009,831
	2 環 境 保 全 費	2,727,152	120,400	2,847,552
6 農 林 水 産 業 費		50,265,140	1,013,798	51,278,938

	1 農 業 費	11,400,848	957,623	12,358,471
	2 畜 産 業 費	3,693,284	56,175	3,749,459
7 商 工 費		67,285,564	4,879,924	72,165,488
	1 中 小 企 業 費	61,354,192	3,041,758	64,395,950
	2 工 鉦 業 費	4,944,434	1,170,630	6,115,064
	3 観 光 費	986,938	667,536	1,654,474
8 土 木 費		88,337,641	25,561	88,363,202
	5 都 市 計 画 費	6,442,418	25,561	6,467,979
歳 出 合 計		730,058,000	7,596,964	737,654,964

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	期 間	限 度 額
1 税務業務アウトソーシング推進事業		「272,337千円」を「345,643千円」
2 信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助		「2,499,366千円」を「2,892,445千円」

第六十五号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番
号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基
づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番
号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正す
る。

別表第二の十二の項を削る。

別表第三の四の項中「高等学校等」の下に「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律
（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）」を加
え、「学び直し支援金の支給に関する事務」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律
による就学支援金の支給に準じて行う高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直
す者に対する学び直し支援金の支給に関する事務」に改める。

別表第四中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を削り、五の二の項を四の項と
し、五の三の項を五の項とし、六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項を七
の項とし、十の項を八の項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正により就学支援金の所得制限が撤
廃されたこと等に伴い、特定個人情報提供を求める事務から就学支援金の支給に関する
事務を削除する等を行う必要があるので提出する。

第六十六号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年大分県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に、「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

第二条第一号中「第七十三条の四第一項第一号」を「第七十三条の五第一項第一号」に改め、同条第二号中「第七十三条の四第一項第二号」を「第七十三条の五第一項第二号」に改める。

(大分県監査委員条例の一部改正)

第二条 大分県監査委員条例(昭和三十九年大分県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二百四十三条の二の八第三項」を「第二百四十三条の二の九第三項」に改める。

(大分県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 大分県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十三年大分県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

(大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 大分県病院事業の設置等に関する条例(平成十七年大分県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

理 由

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第六十七号議案

大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大洲総合運動公園の部中「冷房設備」を「冷暖房設備」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

硬式野球場の冬季の利用を促進し、スポーツ振興を図るため、暖房料金を定めたいので提出する。

第六十八号議案

大分県宿泊税条例の制定について

大分県宿泊税条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県宿泊税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(納税義務者等)

第二条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の許可を受けて営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第三条 次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校の修学旅行その他の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の校長（園長を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

二 次に掲げる施設の満三歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該施設の長（管理者を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第三

十九条第一項に規定する保育所並びに同法第五十九条の二の規定による届出をした認可外の保育施設

(税率)

第四条 宿泊税の税率は、一人一泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 五千円未満 百円
- 二 五千円以上二万円未満 二百円
- 三 二万円以上十万円未満 五百円
- 四 十万円以上 二千元

(徴収の方法)

第五条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第六条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、宿泊施設における宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第七条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 宿泊施設の所在地及び名称
- 三 客室数その他設備の概要
- 四 経営開始予定年月日（申請の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日）
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の規定による登録の申請があつた場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該申請をした者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第三項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

- 6 第三項の規定により登録を受けた者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合において、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を届けなければならない。
- 7 第三項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。
- 8 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。
- 9 第三項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届けなければならない。
- 10 第三項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

(申告納入の手続等)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定したものである場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に掲げる日までに、知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

3 特別徴収義務者は、徴収すべき宿泊税に係る宿泊施設の経営を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、前二項の規定にかかわらず、その休止しようとする日又は廃止した日までに於いて徴収すべき宿泊税について、その休止しようとする日又は廃止した日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第九条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることがで

きなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第十条 特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、規則で定める様式による申請書を知事に同日から十日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告書又は当該申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

2 前項の納税管理人について、知事において適当でないときは、これを変更させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出し、宿泊税の徴収の確保に支障がないことの認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十一条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、当該帳簿を第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第十二条 特別徴収義務者は、前条第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第二項の規定により保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第十三条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第二項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(関係帳簿等の電磁的記録等に対する条例等の規定の適用)

第十四条 第十二条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(更正、決定等に関する通知書の様式)

第十五条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知書、法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額の決定又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。

(賦課徴収)

第十六条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は大分県条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の定めるところによる。この場合において、

同条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは「「狩猟税」と、同条例第四条の二第一項中

「及び県固定資産税」とあるのは、「「県固定資産税及び宿泊税」と、同条第二項中「及び鉦区税」とあるのは、「「鉦区税及び宿泊税」と、同条例第十二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは大分県宿泊税条例(令和八年大分県条例第 号)」とする。

(犯則事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の指定)

第十七条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(宿泊税に係る交付金の交付)

第十八条 宿泊施設所在の市町村に対しては、当該市町村において第一条の施策に要する費用に充てるため、宿泊税交付金として、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める金額を交付するものとする。

交付時期

交付時期ごとに交付すべき額

六月	前年度十月から三月までの間に収入した宿泊税の額から、次項各号に掲げる控除額を控除した額の十分の七に相当する額に、当該市町村に係る宿泊税の割合を乗じて得た額
十二月	四月から九月までの間に収入した宿泊税の額から、次項各号に掲げる控除額を控除した額の十分の七に相当する額に、当該市町村に係る宿泊税の割合を乗じて得た額

2 前項の「控除額」とは、次に掲げる額をいう。

一 大規模な災害、感染症のまん延その他の観光に重大な影響を与える事態が発生した場合における必要な施策に要する費用並びに当該事態からの復旧及び復興のための必要な施策に要する費用に充てるべきものとしてあらかじめ知事が定める額

二 宿泊税の賦課徴収に要する費用の額として知事が定める額

三 当該期間内に宿泊税についての過誤納に係る還付金を支出した場合には、当該支出した額

3 第一項の「市町村に係る宿泊税の割合」とは、当該期間内に収入した当該市町村に所在する宿泊施設に係る宿泊税の額を、当該期間内に収入した宿泊税の額で除して得た割合をいう。

4 第一項に規定する交付時期ごとに、交付することができなかった金額があるとき、又は交付すべき金額を超えて交付した金額があるときにおいては、それぞれ当該金額は次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第四項、第五項又は第十項の規定に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反して、同項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

三 第十一条第一項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかつたとき。

四 第十一条第二項の規定に違反して、同項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。

五 第十一条第二項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかつたと

き。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二十一条 第十条第三項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)に対して課すべき宿泊税について適用する。

(特別徴収義務者としての登録に関する経過措置)

3 施行日において宿泊施設を経営し、又は経営しようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第七条第一項の規定を適用する。

(申告納入の手續に関する経過措置)

4 施行日が月の初日でない場合において、施行日から施行日の属する月の末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「毎月末日まで」とあるのは「施行日の属する月の翌々月の末日まで」と、「前月の初日から末日まで」とあるのは「施行日から施行日の属する月の末日まで」とする。

(準備行為)

5 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第六条第二項並びに第七条第一項(附則第三項の規定が適用される場合を含む。)、第二項及び第三項並びに第十条第一項の規定の例により行うことができる。

(検討)

6 知事は、この条例の施行後三年を目途として、第一条に規定する施策の効果及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ご

とに同様の検討を行うものとする。

理 由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課することとしたので提出する。

第六十九号議案

大分県税条例等の一部改正について

大分県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税条例等の一部を改正する条例

(大分県税条例の一部改正)

第一条 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第二項中「(当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第二十八条の四を次のように改める。

(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第二十八条の四 法第四十五条の三の三第一項各号に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第二百三条の六第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第二項各号に掲げる事項を記載した申告書を、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第三百十七条の三の三第三項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

附則第七条中「（当該金額が当該納税義務者の第二十五条及び第二十五条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第二十五条及び第二十五条の二の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額と七十七万二千元とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第七条の二中「令和二十年度」を「令和三十年度」に、「前条（同条）」を「第二十条の三第一項及び第二項並びに前条（これら）」に改め、「ついでには」の下に「、第二十条の三第二項第一号並びに第三号イ及びロ中「法第三十七条の二第十一項第一号の表」とあるのは「法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項第一号の表」とを加え、同条に次の一項を加える。

2 令和三十一年度以後の各年度分の個人の県民税についての第二十五条の三第一項及び第二項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第二十五条の三第二項第一号並びに第三号イ及びロ中「法第三十七条の二第十一項第一号の表」とあるのは「法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第十一項第一号の表」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・八五」とする。

附則第七条の三の二中「令和二十年度」を「令和二十五年」に、「令和七年」を「令和十二年」に改める。

附則第十条に次の一項を加える。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において法附則第三十四条の二第四項に規定する区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十四条の二の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第十四条の二の二 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第二十三条及び第二十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び

雑所得の金額として令附則第十八条の六の四に規定するところにより計算した金額（以下この条において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

（災害被害者に対する県税の減免等に関する条例の一部改正）

第二条 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例（昭和三十八年大分県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中大分県税条例第二十五条の三第二項及び第二十八条の四の改正規定、同条例附則第七条及び第七条の三の二の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和九年一月一日

二 第一条中大分県税条例附則第七条の二の改正規定及び同条例附則第十条に一項を加える改正規定 令和十年一月一日

三 第一条中大分県税条例附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び附則第四項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日
（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）第二十五条の三第二項及び附則第七条の規定は、令和十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十八条の四第一項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十八条の四第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の大分県税条例第二十八条の四の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例附則第十四条の二の二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

理 由

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、個人の県民税における寄附金税額控除に係る特例控除額の上限を定める等の必要があるので提出する。

第七十号議案

大分県税特別措置条例の一部改正について

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第四号中「地方活力向上地域特別償却設備」の下に「（所得税法施行令第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正前の大分県税特別措置条例（以下「旧条例」という。）第三条の五第一項又は第二項に規定する認定事業者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同条第一項に規定する特定業務施設整備計画に従って同項に規定する地方活力向上地域特別償却設備を新設し、又は増設した場合における当該認定事業者に対する県税の課税免除又は不均一課税については、なお従前の例による。

3 新条例第三条の五の規定の適用を受けることとなった者が、施行日前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧条例第四条第一項に規定する申請書及び旧条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、施行日から一月を経過した日とする。

理 由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号）の一部改正に伴い、地方活力向上地域における県税の課税免除等の適用期間の延長等を行いたいので提出する。

第七十一号議案

美術品の取得について

次のように美術品を取得することについて、大分県県有財産条例（昭和三十九年大分県条例第二十八号）第二条の規定により、議決を求める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 美術品の種類等

種類 絵画

作品名 「歳寒三友雙鶴図」

作者名 田能村 竹田

制作年 天保二年

大きさ 縦百四十八・一センチメートル 横五十六・五センチメートル

二 取得予定金額 一億八百万円

三 相手方 愛知県

A

理由

県立美術館に寄託されている美術品を取得したいので提出する。

第七十二号議案

大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正について

大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

大分県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十八条第三項」を「第五十八条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提出する。

第七十三号議案

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正について

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正)

第一条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例(平成十八年大分県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第一の二中「三十五人」を「三十人」に改め、同表の第二に次のように加える。

六 一、二及び四により置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限り、当該幼稚園型認定こども園等に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事せず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保すること。

別表の第七中九を十一とし、八を十とし、七の次に次のように加える。

八 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行うときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

九 通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除

く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて子どもの降車の際に、八に定める子どもの所在の確認をすること。

別表の第七に次のように加える。

十二 幼稚園型認定こども園等の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この十二において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講ずること。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第十三条の三 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六十九号)第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第七十三条第十五項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもの(以下「特定理学療法士等」という。)を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第二項、第四項又は第五項の規定により保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第二項中「この項」の下に「及び附則第七項」を加え、「限って」を「限り」に改め、「の保育士」の下に「（同条第三項、附則第四項又は附則第五項の規定により保育士とみなされる者及び同条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第六項中「保育士（」の下に「第五十条第三項、」を加え、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「第五十条第二項」を「同条第二項」に、「ものをいう。」を「保育士の数」に改める。

附則中第十五項を第十六項とし、第七項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 第五十条第三項及び附則第二項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができない体制を確保しなければならない。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十六条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十三条」の下に「、第四十六条」を加える。

第七十八条、第七十八条の二、第八十一条の九及び第八十九条中「第四十五条まで、第四十七条から」を削る。

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において

準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十八条中「第四十二条まで、第四十四条」を「第四十四条まで」に改める。

（大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法

第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）

第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第五条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第六条第一項及び第三項の表の備考第一号中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表の備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第六条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例(令和六年大分県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」の下に「(次項において「新幼稚園型認定こども園等要件条例」という。)」を加え、「及び二」を削り、「改正前の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例」の下に「(同項において「旧幼稚園型認定こども園等要件条例」という。)」を加える。

附則第四項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項中「改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「新幼保連携型認定こども園基準条例」という。)」を加え、「及び二の項」を削り、「改正前の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「旧幼保連携型認定こども園基準条例」という。)」を加え、同項を附則第六項とする。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項中「当分」を「令和十年三月三十一日まで」に改め、「改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「新児童福祉施設基準条例」という。)」を、「第五十条第二項の規定」の下に「(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)」を、「改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の下に「(次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。)」を加え、同項を附則第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新児童福祉施設基準条例第五十条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、旧児童福祉施設基準条例第五十条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。)は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新幼稚園型認定こども園等要件条例別表の第一の一の二の規定は、適用しない。この場合において、旧幼稚園型認定こども園等要件条例別表の第一の一の二の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の一項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新幼保連携型認定こども園基準条例第六条第三項の表の二の項の規定は、適用しない。この場合において、旧幼保連携型認定こども園基準条例第六条第三項の表の二の項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第七に次のように加える改正規定、第二条中児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例第十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三条及び第四条の規定並びに第五条中大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第四条の二の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。

(大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
2 この条例の施行の際現に存する幼稚園型認定こども園等における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例別表の第一の二の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

(大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、第五条の規定による改正後の大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第五条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に

内 閣 府

関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）等の一部改正に伴い、児童対象性暴力

厚生労働省

等の防止等のための措置を講ずることを幼稚園型認定こども園等における運営に関する基準として追加する等の必要があるので提出する。

第七十四号議案

大分県宿泊税基金条例の制定について

大分県宿泊税基金条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県宿泊税基金条例

(設置)

第一条 「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大分県宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第 号）

第八条の規定により、県に納入された宿泊税に相当する額とし、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の費用に充てる場合及び宿泊税の賦課徴収に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、大分県宿泊税条例の施行の日から施行する。

理 由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、基金を設置したので提出する。

第七十五号議案

大分県公害被害救済措置条例の一部改正について

大分県公害被害救済措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県公害被害救済措置条例の一部を改正する条例

大分県公害被害救済措置条例（昭和四十八年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「限る」を「限り、同法に規定する漁業共済事業の対象となつていゝるものを除く」に、「含む。以下」を「含む。次号において」に改める。

第十二条の見出し中「補填」を「補填」に改め、同条第一項中「の各号」を削り、「の補填」を「の補填」に改め、同項ただし書中「補填」を「補填」に、「限る」を「限り、漁業災害補償法に規定する漁業共済事業の対象となつていゝるものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した漁業に係る被害における被害額の補填等については、なお従前の例による。

理 由

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部改正により養殖共済の対象となる養殖業が追加されたことに伴い、赤潮等の水質の汚濁による漁業被害の救済対象から当該養殖業を除外したいので提出する。

第七十六号議案

損害賠償請求に関する和解をすることについて

次のように和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項第十二号の規定により、議決を求める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 和解の相手方 福岡県

A

宇佐市

B

二 事件の概要

令和六年八月五日午前十時三十六分頃、宇佐土木事務所職員 C の運転

する公用普通貨物自動車（A）が、宇佐市大字四日市五百三番地先路外施設駐車場内から同所先歩道を横断して車道に進出し、同市大字石田方面に向かい左折進行する際、D が運転する自転車に衝突し、同自転車もるとも同人を路上に転倒させ、同人に左急性硬膜下血腫の損害を負わせ、同損害に基づく脳ヘルニアにより死亡させた事故について、同人の相続人である A 及び B（以下「原告ら」という。）から、令和七年八月二十二日に大分県を被告として福岡地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されたが、大分県（以下「被告」という。）は、請求の一部について否認するなどして争っていたものであるところ、同裁判所から和解の勧告がなされたので、これに応じることとしたい。

三 和解条項

- 1 原告らと被告とは、亡 D の負傷及び死亡により原告らに生じた被告に対する損害賠償請求権が金三千九百四十九万六千九百三十円であることを相互に確認する。
- 2 原告らと被告とは、前項の損害賠償請求権のうち金千八百九十九万六千九百三十円が自賠償保険からの支払により填補済みであり、未填補損害額が金二千五十万円であること及び被告が原告らに対しそれぞれ金千二十五万円ずつの支払義務を負うことを相互に確認する。
- 3 被告は、原告らに対し、前項の金員を、本和解成立後一月以内に、原告らの指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- 4 原告らは、被告に対するその余の請求を放棄する。
- 5 原告らと被告は、原告らと被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。

理 由

交通事故に係る損害賠償請求訴訟を解決するため、和解をしたいので提出する。

第七十七号議案

工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和三十九年大分県条例第二十九号）第二条の規定により、議決を求める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 契約の目的 大分スポーツ公園総合競技場ワイヤー更新工事
- 二 工事の概要 屋根駆動装置のワイヤーロープ更新 一式
- 三 契約の方法 一般競争入札
- 四 契約金額 二十六億三千百二十万円
- 五 工期 契約締結の日の翌日から起算して六百六十日間
- 六 契約の相手方 福岡県福岡市中央区天神四丁目二番二十号

竹中・森田特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社竹中工務店九州支店

執行役員支店長 藤本 博志

理由

大分スポーツ公園総合競技場ワイヤー更新に係る工事請負契約を締結したので提出する。

第七十八号議案

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正
について

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改
正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県
条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五五〇人」を「三、五八八人」に改め、同項第二号中「七、
〇七六人」を「七、〇〇一人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県
費負担教職員定数条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。

理 由

県立学校及び市町村立学校の生徒数・児童数の変動、県立学びヶ丘中学校の新設等によ
り、県立学校職員の定数を増加し、及び市町村立学校県費負担教職員の定数を減少する必
要があるので提出する。

第二号報告

大分県税条例等の一部改正について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県税条例等の一部を改正する条例

（大分県税条例の一部改正）

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「、自動車税の環境性能割」を削り、「第七十七条の十第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第二項中「自動車税の環境性能割、法第七十七条の十第一項」を「法第五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削る。

第十三条第一項中「第五十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「本条」を「この条」に改める。

第二十五条の三第二項第一号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）に改める。

第三十六条の三の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「第四項」を「第五項」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第五十二条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第五十三条の見出し中「納税義務者等」を「納税義務者」に改め、同条第一項中「、当該自動車の取得者に環境性能割によつて課し」を削り、「第四百六条第三項」を「第四百六条第二項」に、「種別割を」を「自動車税を」に、「あつては」を「あつては、」に改め、「に当該自動車の所有者」を削り、「種別割によつて」を、「当該所有者に」に改め、同条第二項を削る。

第五十四条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する

自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第五十五条中「（第四号から第六号までに該当するものにあつては、種別割）」を削る。

第五十六条から第六十条の五までを次のように改める。

第五十六条から第六十条の五まで 削除

第六十条の六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加える。

第六十条の七（見出しを含む。）及び第六十条の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）」に、「第七十七条の十第一項」を「第五十七条第一項」に、「種別割の」を「自動車税の」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に改め、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第五十一号）」を加え、「当該登録」を「当該新規登録」に改める。

第六十条の十一の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「若しくは」を「又は同法第十三条第一項に規定する」に改め、「又は同法第六十八条の規定による自動車検査証の書換えの申請」を削り、同条第二項中「又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同条第三項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十二（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「医療法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五号）」を加え、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「身体障害者又は精神障害者」を「身体に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「精神障害者」という。）（以下この項及び第三項において「身体障害者等」という。）」に、「身体障害者、当該精神障害者」を「身体障害者等」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項及び第四項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十五（見出しを含む。）及び第六十条の十六（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十七の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十条の十九（見出しを含む。）及び第六十条の二十（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第七条の三の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第七条の三 削除

附則第七条の三の二に見出しとして「（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条中「居住年が平成十一年から平成十八年まで又は」を「同法第四十一条第一項に規定する居住年が」に、「において、前条の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項」を「には、法附則第五条の四第一項」に改める。

附則第十条第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十五条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十条中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の六を次のように改める。

第二十二条の六 削除

附則第二十二条の六の二から第二十二条の六の七までを削る。

附則第二十二条の七の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「第五十七条第一項第一号に規定する電力併用自動車という。」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第九条の二第五項に規定するものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第九条の二第六項に規定するものという。第一号及び」に改め、「の種別割」を削り、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車という。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するもの）をいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併

用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第二十二條の七第二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第五十七條第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、同項第三号中「第五十七條第一項第一号に規定する」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第六十條の六第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九條の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一條第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九條の二第十項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十一條第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四十九條第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則第九條に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第五條の二第三項に規定するもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一條第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九條の二第十七項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同法第四十一條第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

施行規則第九条の二第十八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十一項に規定するもの又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第二十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

附則第二十二條の七の二第一項中「第五十三條第二項」を「道路運送車両法第二條第五項」に改め、「の種別割」を削り、同條第三項中「の種別割」を削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例の一部改正)

第二條 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の不均一課税及び徴収の特例に関する条例(昭和二十七年大分県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一條中「の種別割」を削る。

第二條の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同條第一項中「の種別割」を削り、「種別割」を「自動車税」に改め、同條第二項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第三條の見出し及び同條第一項から第四項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同條第五項中「第七十七條の十第一項」を「第五十七條第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同條第六項及び第七項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第四條の前の見出しを削り、同條に見出しとして「(自動車税の還付)」を付する。

第五條に見出しとして「(委任)」を加える。

第一号様式中「~~自動車税の種別割~~」を「~~自動車税~~」に改める。

(災害被害者に対する県税の減免等に関する条例の一部改正)

第三條 災害被害者に対する県税の減免等に関する条例(昭和三十八年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四條 (見出しを含む。)及び第七條中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例(次項及び第五項において「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 施行日前に大分県税条例第五十条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第五十一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第五十条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の大分県税条例(以下この項において「旧条例」という。)第六十条の三第一項又は第六十条の四第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第六十条の三第六項若しくは第六十条の四第二項の規定による還付又は旧条例第六十条の三第七項(旧条例第六十条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による充当については、なお従前の例による。

8 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決年月日 令和八年三月三十一日

報第 1 号

令和 7 年度大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度大分県一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 7 年度 大分県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	その他の 特定財源	県 債	
2	総務費		円 3,567,057,000	円 620,619,000	円 285,037,000	円 105,492,000	円	円	円 230,090,000
	1 総務費 管理費		1,929,157,000	117,463,000	12,771,000				104,692,000

	オフィス改革 推進事業費	121,153,000	104,692,000				104,692,000
	県有財産総合経営 推進事業費	1,808,004,000	12,771,000	12,771,000			
2 企画費		780,624,000	273,331,000	42,441,000	105,492,000		125,398,000
	地域未来創造 総合補助金	371,784,000	30,845,000	14,749,000			16,096,000
	日田彦山線BRT 地域振興支援事業費	50,022,000	22,895,000	22,895,000			
	ふるさと創生NPO 活動応援事業費	40,536,000	3,000,000	3,000,000			
	祖母・傾・大崩 ユネスコエコパーク 施設整備事業費	5,400,000	5,392,000	1,797,000	3,595,000		
	祖母・傾・大崩 ユネスコエコパーク 活用プロモーション 事業費	15,125,000	7,195,000		7,195,000		
	盛土災害防止調査費 (森林保全課分)	103,400,000	94,702,000		47,351,000		47,351,000
	盛土災害防止調査費 (都市・まちづくり 推進課分)	103,400,000	94,702,000		47,351,000		47,351,000
	ホーターミナル おいた管理運営 事業費	90,957,000	14,600,000				14,600,000
5 選挙費		857,276,000	229,825,000	229,825,000			
	衆議院議員総選挙 執行経費	851,264,000	228,650,000	228,650,000			

		最高裁判所裁判官 国民審査執行経費	6,012,000	1,175,000	1,175,000				
3 福祉 生活費			6,523,343,000	5,763,540,000	164,303,000	4,585,364,000	諸収入 316,728,000	288,000,000	409,145,000
	1 社会 福祉費		5,449,523,000	4,779,508,000	164,303,000	3,949,348,000	諸収入 316,728,000		349,129,000
		社会福祉施設等 物価高騰対策 緊急支援事業費	1,408,894,000	1,408,894,000		840,838,000	諸収入 316,728,000		251,328,000
		福祉・介護人材 確保対策事業費	120,758,000	8,100,000		5,400,000			2,700,000
		外国人介護人材 確保対策事業費	43,862,000	3,330,000		2,220,000			1,110,000
		介護従事者処遇改善 緊急支援事業費	2,074,125,000	2,074,125,000		2,074,125,000			
		介護事業所等サービス 継続支援事業費	332,816,000	332,816,000		259,816,000			73,000,000
		障がい福祉従事者 処遇改善緊急支援 事業費	640,305,000	640,305,000		640,305,000			
		介護サービス基盤 整備事業費	297,375,000	164,303,000	164,303,000				
		介護現場革新 推進事業費	498,480,000	120,078,000		100,275,000			19,803,000
		介護支援専門員 支援事業費	5,386,000	3,564,000		2,376,000			1,188,000
		地域あんしん給油所 推進事業費	27,522,000	23,993,000		23,993,000			

	3 生活保護費		864,032,000	864,032,000		576,016,000		288,000,000	16,000	
		救護施設整備事業費	864,032,000	864,032,000		576,016,000		288,000,000	16,000	
	4 災害救助費		209,788,000	120,000,000		60,000,000			60,000,000	
		備蓄物資管理費	209,788,000	120,000,000		60,000,000			60,000,000	
4 保健環境費		2,550,611,000	1,224,142,000	29,000,000	1,024,192,000		10,000,000	160,950,000		
	1 公衆衛生費		41,218,000	20,666,000		20,252,000			414,000	
		歯科口腔保健費 推進事業費	41,218,000	20,666,000		20,252,000			414,000	
	2 環境保全費		291,072,000	227,514,000	19,000,000	197,195,000		10,000,000	1,319,000	
		広域防災拠点等 機能強化・脱炭素 推進事業費	45,800,000	45,800,000		45,800,000				
		海岸漂着物 地域対策推進 事業費	140,947,000	126,653,000	17,000,000	109,653,000				
		国立公園等施設 整備事業費	61,319,000	24,638,000	2,000,000	11,319,000		10,000,000	1,319,000	
		阿蘇くじゅう国立公園 満喫プロジェクト 推進事業費	43,006,000	30,423,000		30,423,000				
	4 医務費		2,194,321,000	957,982,000	10,000,000	806,745,000			141,237,000	

		地域医療介護 総合確保施設設備 整備事業費	207,334,000	10,000,000	10,000,000				
		医療提供体制 施設整備事業費	339,930,000	19,360,000		12,906,000			6,454,000
		医療提供体制 緊急支援事業費	1,647,057,000	928,622,000		793,839,000			134,783,000
	5	薬務生活 衛生費	24,000,000	17,980,000					17,980,000
		小規模集落等 水源整備 支援事業費	24,000,000	17,980,000					17,980,000
5			154,769,000	50,345,000		36,845,000			13,500,000
	2	職業 訓練費	51,269,000	26,999,000		13,499,000			13,500,000
		高等技術専門校 施設整備高度 化費	51,269,000	26,999,000		13,499,000			13,500,000
	3	雇用 対策費	103,500,000	23,346,000		23,346,000			
		中小企業等 改善支援事業 費	103,500,000	23,346,000		23,346,000			
6			30,400,825,000	17,012,975,000	2,690,146,036	10,759,332,050	分担金及負担金 3,301,341 諸収入 69,494,000	2,859,000,000	631,701,573
	1	農業費	733,441,000	349,686,000	105,789,000	236,974,000	諸収入 4,398,000		2,525,000
		農林水産業施設 災害防止緊急 対策事業費	205,000,000	95,634,000	95,308,000				326,000

	農林水産業施設等 復旧支援事業費	39,981,000	4,981,000	4,981,000				
	新規就農者経営発展 支援事業費	82,836,000	6,597,000			諸収入 4,398,000		2,199,000
	農林水産物 輸出需要開拓事業費	98,940,000	39,781,000		39,781,000			
	県産食材県内消費拡大 緊急対策事業費	88,458,000	52,993,000		52,993,000			
	水田農業産地力強化 対策事業費	137,434,000	120,000,000		120,000,000			
	園芸基幹品目 産地づくり加速 事業費	80,792,000	29,700,000	5,500,000	24,200,000			
2 畜産業費		363,664,000	333,925,000		258,814,000	諸収入 55,374,000		19,737,000
	草地畜産基盤 整備事業費	196,651,000	166,912,000		91,801,000	諸収入 55,374,000		19,737,000
	自給飼料生産拡大 対策事業費	58,203,000	58,203,000		58,203,000			
	畜産収益力強化 対策事業費	108,810,000	108,810,000		108,810,000			
3 農地費		16,193,726,000	9,559,369,000	1,849,978,636	5,783,660,000	諸収入 9,722,000	1,631,000,000	285,008,364
	国土調査事業費	871,233,000	376,950,000		251,300,000			125,650,000
	基幹水利施設 保全対策事業費	343,581,000	172,207,000	57,431,178	93,110,000		18,000,000	3,665,822

	農業水利施設 保全合理化事業費	2,965,815,000	1,819,053,000	452,566,110	1,011,601,000		335,000,000	19,885,890
	地域農業水利施設 保全対策事業費	110,148,000	67,784,000	14,000,000	53,531,000			253,000
	水田畑地化推進 基盤整備事業費	3,599,559,000	2,271,246,000	575,840,531	1,281,298,000		362,000,000	52,107,469
	畑地帯 整備事業 総合費	935,140,000	502,188,000	198,607,227	277,261,000		9,000,000	17,319,773
	農業体質強化基盤 整備促進事業費	339,324,000	163,861,000	31,000,000	127,282,000			5,579,000
	産地基幹農道 整備事業費	613,183,000	294,224,000	133,095,467	150,605,000			10,523,533
	農道保全対策事業費	126,704,000	49,694,000	11,000,000	37,860,000			834,000
	農村振興 整備事業 総合費	16,800,000	309,000	62,358	125,000			121,642
	中山間地域 整備事業 総合費	712,272,000	494,357,000	109,028,332	270,919,000		105,000,000	9,409,668
	演習場周辺 防止対策 事業費	771,507,000	183,985,000		183,985,000			
	農村整備関係 受託費	59,943,000	9,722,000			諸収入 9,722,000		
	農業用水 対策事業 費	118,350,000	118,350,000		118,350,000			
	農業集落 排水 費	145,400,000	50,589,000		50,589,000			

	防災重点農業用ため池等調査計画費	624,210,000	401,656,000		401,055,000			601,000
	防災重点農業用ため池等整備事業費	3,154,600,000	2,190,550,000	236,925,087	1,244,707,000		679,000,000	29,917,913
	防災重点農業用ため池管理体制強化費	83,453,000	60,972,000		60,187,000			785,000
	農業用ため池等緊急対策事業費	60,000,000	1,779,000	1,500,000				279,000
	河川工作物応急対策事業費	275,804,000	150,741,000	16,580,550	81,739,000		49,000,000	3,421,450
	海岸保全事業費	266,700,000	179,152,000	12,341,796	88,156,000		74,000,000	4,654,204
4	林業費	9,952,622,000	5,335,699,000	556,220,500	3,640,872,800	分担金及負担金 3,301,341	908,000,000	227,304,359
	林業再生県産材利用促進事業費	535,998,000	423,993,000		423,993,000			
	森林資源デジタル情報活用支援事業費	124,816,000	90,000,000		90,000,000			
	林業事業体強化費 推進事業費	165,245,000	141,000,000		141,000,000			
	しいたけ増産体制整備総合対策事業費	334,576,000	304,203,000		304,203,000			
	早生樹等苗木増産支援事業費	39,749,000	35,356,000		32,690,000			2,666,000
	間伐材等安定供給推進事業費	250,495,000	169,847,000		169,847,000			

	森 林 作 業 道 費	204,652,000	113,840,000		113,840,000			
	森 林 基 幹 道 費	447,941,000	250,336,000	41,000,000	133,371,000	分担金及負担金 3,301,341	68,000,000	4,663,659
	森 林 管 理 道 費	387,123,000	288,939,000	48,000,000	148,811,000		79,000,000	13,128,000
	林 道 点 検 診 断 ・ 保 全 費	75,709,000	17,331,000		14,443,000			2,888,000
	林 業 専 用 道 費	183,457,000	161,347,000		161,347,000			
	森 林 病 害 虫 等 費	21,083,000	1,872,000	1,872,000				
	造 林 事 業 費	2,357,217,000	1,010,142,000		662,689,000		241,000,000	106,453,000
	再 造 林 促 進 事 業 費	1,411,100,000	447,884,000	30,587,500	287,106,800		89,000,000	41,189,700
	復 旧 治 山 事 業 費	2,008,113,000	1,338,054,000	233,761,000	691,239,000		382,000,000	31,054,000
	予 防 治 山 事 業 費	1,033,053,000	404,358,000	145,000,000	211,480,000		28,000,000	19,878,000
	集 落 水 源 山 地 費	63,000,000	34,701,000		19,085,000		15,000,000	616,000
	地 事 す べ り 防 止 費	202,860,000	71,456,000	26,000,000	35,728,000		6,000,000	3,728,000
	県 単 治 山 事 業 費	106,435,000	31,040,000	30,000,000				1,040,000

	5 水産業費		3,157,372,000	1,434,296,000	178,157,900	839,011,250		320,000,000	97,126,850
		沿岸漁場基盤整備事業費	975,362,000	175,198,000	37,021,900	62,016,000		4,000,000	72,160,100
		漁港整備事業費	24,298,000	5,156,000	5,156,000				
		水産流通基盤整備事業費	1,261,267,000	831,388,000	86,668,000	539,556,000		199,000,000	6,164,000
		水産生産基盤整備事業費	121,559,000	35,000,000		25,000,000			10,000,000
		水産物供給基盤機能保全事業費	542,367,000	286,875,000	38,863,000	149,771,000		96,000,000	2,241,000
		漁港機能増進事業	74,110,000	72,014,000	4,442,000	48,336,000		14,000,000	5,236,000
		漁港海岸保全施設整備事業費	158,409,000	28,665,000	6,007,000	14,332,250		7,000,000	1,325,750
7 商工費			4,762,026,000	3,113,655,000	332,660,000	2,780,995,000			
	1 中小企業費		2,721,000,000	2,295,657,000		2,295,657,000			
		物価高騰対応プレミアム商品支援事業費	2,721,000,000	2,295,657,000		2,295,657,000			
	2 工鉱業費		1,949,230,000	728,787,000	332,660,000	396,127,000			
		L P ガス等価格激変緩和対策事業費	1,229,454,000	236,000,000		236,000,000			

		中 小 企 業 等 省 力 化 ・ 生 産 性 向 上 支 援 事 業 費	155,000,000	155,000,000		155,000,000			
		工 業 団 地 開 発 推 進 事 業 費	450,786,000	332,660,000	332,660,000				
		工 場 立 地 関 係 諸 法 対 策 費	113,990,000	5,127,000		5,127,000			
	3 観 光 費		91,796,000	89,211,000		89,211,000			
		ク ー ル サ マ ー 一 i n お お い た 推 進 事 業 費	91,796,000	89,211,000		89,211,000			
8 土 木 費			81,892,719,000	48,108,264,000	12,668,294,424	21,228,891,000	諸収入 184,110,576	10,317,000,000	3,709,968,000
	1 土 木 管 理 費		4,297,225,000	1,544,773,000	970,999,000	73,100,000		67,000,000	433,674,000
		県 有 建 築 物 費 保 全 事 業 費	3,000,000,000	1,052,916,000	628,000,000				424,916,000
		県 有 建 築 物 照 明 費 改 修 事 業 費	429,057,000	15,530,000		7,431,000		7,000,000	1,099,000
		県 有 建 築 物 防 災 費 対 策 推 進 事 業 費	748,968,000	406,675,000	273,347,000	65,669,000		60,000,000	7,659,000
		営 繕 関 係 受 託 事 業 費	119,200,000	69,652,000	69,652,000				
	2 道 橋 梁 路 費		42,777,854,000	24,502,508,000	5,863,887,424	12,121,859,000	諸収入 126,590,576	4,370,000,000	2,020,171,000
		(単) 交 通 安 全 費 事 業 費	503,200,000	5,986,000					5,986,000

(単) 道路防 事 業 災 費	924,500,000	349,487,000	349,487,000				
(単) 身近な道改 事 業 善 費	800,000,000	60,734,000	55,000,000				5,734,000
(単) 側溝整 事 業 備 費	91,615,000	2,647,000	1,895,000				752,000
(単) 道路施設補 事 業 修 費	2,744,028,000	548,181,000	500,000,000				48,181,000
(公) 交通安 事 業 全 費	2,429,180,000	1,623,531,000	478,000,000	890,352,000		203,000,000	52,179,000
(公) 道路防 事 業 災 費	1,369,463,000	670,823,000	146,000,000	378,808,000		129,000,000	17,015,000
(公) 道路施設補 事 業 修 費	8,287,556,000	4,822,298,000	1,239,000,000	2,845,680,000		470,000,000	267,618,000
(公) 道路災害関 事 業 連 費	522,353,000	325,044,000	74,000,000	161,259,000		82,000,000	7,785,000
道路情報板 オンライン化事業費	6,325,000	6,325,000					6,325,000
(公) 道路改 事 業 良 費	20,669,809,000	14,066,376,000	2,383,000,000	7,845,760,000		3,486,000,000	351,616,000
(単) 道路改 事 業 良 費	4,075,080,000	1,808,621,000	559,277,000				1,249,344,000
道路関係受 事 業 託 費	231,845,000	132,819,000	6,228,424		諸収入 126,590,576		
(単) 橋梁整 事 業 備 費	122,900,000	79,636,000	72,000,000				7,636,000

3	河川海岸費		22,750,151,000	15,014,255,000	4,602,632,000	5,649,291,000	諸収入 57,520,000	4,162,000,000	542,812,000
		河川海岸調査費	173,329,000	75,484,000					75,484,000
		中小河川等洪水時避難行動支援事業費	40,000,000	25,725,000					25,725,000
		洪水時危機管理体制強化事業費	29,000,000	21,501,000					21,501,000
		(単)河川海岸改良費	925,000,000	416,059,000	415,000,000				1,059,000
		(単)緊急河床掘削費	800,000,000	239,645,000	239,645,000				
		(公)広域河川改修費	3,824,941,000	3,031,997,000	432,000,000	1,513,829,000		1,041,000,000	45,168,000
		(公)河川緊急情報整備費	121,738,000	109,924,000		54,361,000		55,000,000	563,000
		(公)河川災害関連費	209,762,000	97,251,000	20,000,000	48,625,000		26,000,000	2,626,000
		(公)治水ダム建設費	1,538,808,000	1,142,613,000	120,024,000	461,989,000		543,000,000	17,600,000
		河川施設災害防止緊急対策事業費	2,050,000,000	1,056,034,000	1,056,034,000				
	河川関係受託事業費	227,461,000	96,727,000	39,207,000		諸収入 57,520,000			
	(公)海岸環境整備費	106,020,000	57,598,000	4,032,000	19,199,000		32,000,000	2,367,000	

	(公) 津波危機管理 対策緊急事業費 (河川課分)	130,550,000	105,389,000	6,679,000	52,390,000		45,000,000	1,320,000
	(公) 侵食対策費 事業	40,803,000	40,702,000	2,814,000	20,100,000		17,000,000	788,000
	(公) 津波危機管理 対策緊急事業費 (港湾課分)	191,010,000	133,225,000	22,263,000	66,160,000		42,000,000	2,802,000
	(単) 砂防改修費 事業	167,000,000	101,556,000	101,556,000				
	(単) 急傾斜地崩壊 対策事業費	800,000,000	402,012,000	401,357,000				655,000
	(単) 砂防施設再生費 事業	53,300,000	7,187,000	7,000,000				187,000
	(公) 通常砂防費 事業	2,771,728,000	2,268,018,000	233,000,000	1,128,021,000		878,000,000	28,997,000
	(公) 火山砂防費 事業	1,117,648,000	947,834,000	55,000,000	512,898,000		370,000,000	9,936,000
	(公) 特定緊急砂防費 事業	230,300,000	205,966,000		102,206,000		102,000,000	1,760,000
	(公) 地すべり対策費 事業	508,020,000	371,212,000	21,000,000	183,875,000		160,000,000	6,337,000
	(公) 急傾斜地崩壊 対策事業費	2,186,547,000	1,447,251,000	278,070,000	639,119,000		512,000,000	18,062,000
	(公) 砂防施設緊急 改築事業費	2,246,186,000	1,448,514,000	378,535,000	697,247,000		329,000,000	43,732,000
	(公) 土砂災害 警戒区域 調査費	351,000,000	350,274,000		116,758,000			233,516,000

	(公) 砂 防 災 害 関 連 事 業 費	210,000,000	65,028,000	20,000,000	32,514,000		10,000,000	2,514,000
	砂防施設・急傾斜地 災害防止緊急対策 事業費	1,700,000,000	749,529,000	749,416,000				113,000
4 港湾費		2,338,500,000	1,387,641,000	304,350,000	521,656,000		490,000,000	71,635,000
	カーボンニュートラル ポート形成事業費	10,000,000	8,400,000					8,400,000
	クルーズ船受入環境 整備事業費	30,000,000	30,000,000	15,000,000	15,000,000			
	(単) 港 湾 改 良 事 業 費	223,511,000	100,878,000	92,509,000				8,369,000
	(公) 重 要 港 湾 改 修 事 業 費	605,329,000	376,032,000	47,004,000	173,468,000		140,000,000	15,560,000
	(公) 地 方 港 湾 改 修 事 業 費	742,010,000	533,928,000	93,437,000	220,390,000		198,000,000	22,101,000
	(公) 港 湾 改 修 統 合 事 業 費	727,650,000	338,403,000	56,400,000	112,798,000		152,000,000	17,205,000
5 都市費		7,639,692,000	4,485,208,000	855,971,000	2,322,910,000		1,199,000,000	107,327,000
	都市政策推進費	37,643,000	15,000,000		7,500,000			7,500,000
	(単) 街 路 改 良 事 業 費	322,270,000	244,137,000	217,738,000				26,399,000
	(公) 街 路 改 良 事 業 費	6,547,783,000	3,555,909,000	621,389,000	1,983,401,000		887,000,000	64,119,000

		(公) 県営都市公園 長寿命化等対策 事業費	731,996,000	670,162,000	16,844,000	332,009,000		312,000,000	9,309,000
	6 住宅費		2,089,297,000	1,173,879,000	70,455,000	540,075,000		29,000,000	534,349,000
		県営住宅等管理 対策事業費	610,605,000	70,455,000	70,455,000				
		特定建築物等耐震 対策促進事業費	38,047,000	22,567,000					22,567,000
		(公) 県営住宅 建設事業費	840,000,000	605,700,000		302,849,000			302,851,000
		(公) 既設県営住宅 改善事業費	600,645,000	475,157,000		237,226,000		29,000,000	208,931,000
9 警察費			159,059,000	47,657,000	42,000,000				5,657,000
	1 警察管理費		159,059,000	47,657,000	42,000,000				5,657,000
		警察施設改修費	159,059,000	47,657,000	42,000,000				5,657,000
10 教育費			4,989,062,000	1,652,070,000	655,100,000	142,825,000		109,000,000	745,145,000
	4 高等学校費		2,656,468,000	1,338,462,000	597,100,000	55,175,000		32,000,000	654,187,000
		高等学校施設 整備事業費	2,656,468,000	1,338,462,000	597,100,000	55,175,000		32,000,000	654,187,000
	5 特別支援 教育費		2,107,896,000	295,487,000	58,000,000	85,979,000		77,000,000	74,508,000

		支援学校施設整備事業費	2,107,896,000	295,487,000	58,000,000	85,979,000		77,000,000	74,508,000
	7	社会教育費	218,698,000	12,121,000		1,671,000			10,450,000
		文化財保存活用費	60,274,000	399,000					399,000
		管理運営費	148,488,000	3,343,000		1,671,000			1,672,000
		九重青少年の家施設整備事業費	9,936,000	8,379,000					8,379,000
	8	保健体育費	6,000,000	6,000,000					6,000,000
		県立学校緊急安全対策事業費	6,000,000	6,000,000					6,000,000
11		災害復旧費	16,241,956,000	7,084,355,000	662,799,000	5,015,800,132		1,285,000,000	120,755,868
	1	農林水産業施設災害復旧費	5,575,819,000	2,329,626,000		2,324,626,132			4,999,868
		団体営耕地災害復旧事業費	4,807,117,000	1,793,068,000		1,788,068,132			4,999,868
		林道災害復旧事業費	768,702,000	536,558,000		536,558,000			
	2	土木施設災害復旧費	10,666,137,000	4,754,729,000	662,799,000	2,691,174,000		1,285,000,000	115,756,000
		(公)災害復旧費(河川課分)	8,705,037,000	4,091,930,000		2,691,174,000		1,285,000,000	115,756,000

		土木関係災害時 緊急対応事業費	1,961,100,000	662,799,000	662,799,000				
合	計		151,241,427,000	84,677,622,000	17,529,339,460	45,679,736,182	分担金及負担金 3,301,341 諸収入 570,332,576	14,868,000,000	6,026,912,441

報第 2 号

令和 7 年度大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 7 年度大分県一般会計予算の事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150 条第 3 項の規定に基づき、事故繰越し繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 7 年度 大分県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国庫支出金	諸収入		
2 総務費			円 105,180,566	円 67,230,566	円 37,950,000	円	円 37,950,000	円 37,000,000	円	円 950,000		
	6 防災費		105,180,566	67,230,566	37,950,000		37,950,000	37,000,000		950,000		

		県庁防災体制強化事業費	105,180,566	67,230,566	37,950,000		37,950,000	37,000,000			950,000	車両整備及び登録に日数を要したため
6 農 林 水産業費			7,596,388,000	7,173,493,000	422,895,000		422,895,000	174,325,000	218,664,000	29,906,000		
	3 農地費		5,710,183,000	5,406,277,000	303,906,000		303,906,000	123,300,000	150,700,000	29,906,000		
		農業水利施設保全合理化事業費	1,485,602,000	1,385,602,000	100,000,000		100,000,000	45,000,000	55,000,000			工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
		水田畑地化推進基盤整備事業費	2,319,885,000	2,163,885,000	156,000,000		156,000,000	70,200,000	85,800,000			工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
		耕地災害復旧関係受託事業費	50,700,000	20,794,000	29,906,000		29,906,000			29,906,000		降雨等による被災に伴い工期を延長したため
		防災重点農業用ため池等整備事業費	1,853,996,000	1,835,996,000	18,000,000		18,000,000	8,100,000	9,900,000			工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
	4 林業費		1,886,205,000	1,767,216,000	118,989,000		118,989,000	51,025,000	67,964,000			
		復旧治山事業費	1,375,900,000	1,301,910,000	73,990,000		73,990,000	36,018,000	37,972,000			降雨等による被災に伴い工期を延長したため
		災害関連緊急治山事業費	510,305,000	465,306,000	44,999,000		44,999,000	15,007,000	29,992,000			建設資材の確保等に日数を要したため

8	土木費		12,881,498,000	8,845,218,000	4,036,280,000		4,036,280,000	1,833,140,000	2,203,140,000			
	2	道路橋梁費	11,972,504,000	8,272,504,000	3,700,000,000		3,700,000,000	1,665,000,000	2,035,000,000			
		(公)道路改良費	11,972,504,000	8,272,504,000	3,700,000,000		3,700,000,000	1,665,000,000	2,035,000,000			工法変更に伴う設計の見直し等に日数を要したため
	3	河川海岸費	908,994,000	572,714,000	336,280,000		336,280,000	168,140,000	168,140,000			
		(公)河川災害関連費	155,644,000	103,744,000	51,900,000		51,900,000	25,950,000	25,950,000			地元との協議等に時間を要したため
		(公)砂防災害関連費	753,350,000	468,970,000	284,380,000		284,380,000	142,190,000	142,190,000			地元との協議等に時間を要したため
11	災害復旧費	8,912,866,000	8,047,453,000	865,413,000		865,413,000	264,418,000	600,995,000				
	1	農林水産業施設災害復旧費	1,226,711,000	1,155,348,000	71,363,000		71,363,000		71,363,000			
		団体営耕地災害復旧事業費	541,489,000	507,285,000	34,204,000		34,204,000		34,204,000			地元との協議等に時間を要したため
		林道災害復旧事業費	685,222,000	648,063,000	37,159,000		37,159,000		37,159,000			降雨等による被災に伴い工期を延長したため
	2	土木施設災害復旧費	7,686,155,000	6,892,105,000	794,050,000		794,050,000	264,418,000	529,632,000			

		災害復旧 (公)事業費 (河川課分)	7,686,155,000	6,892,105,000	794,050,000		794,050,000	264,418,000	529,632,000			地元との協 議等に時間 を要したた め
合	計		29,495,932,566	24,133,394,566	5,362,538,000		5,362,538,000	2,308,883,000	3,022,799,000	29,906,000	950,000	

報第 3 号

令和 7 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書により、次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和 7 年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源	
						国庫支出金	その他の特定財源		県 債
1	港湾施設整備事業費		円 3,337,000,000	円 1,060,000,000	円 1,060,000,000	円	円	円	円
	1 港湾施設整備事業費		3,337,000,000	1,060,000,000	1,060,000,000				

		港灣機能施設 整備事業費	3,337,000,000	1,060,000,000	1,060,000,000				

報第四号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 五万五千円

二 賠償の相手方 大分市

A

三 事件の概要

令和八年三月九日午前九時四十分頃、津久見市中央町七百六十番地百二十のHOTEL

AZ 大分津久見店において、臼杵津久見警察署勤務警察官 B が、同ホ

テルの敷地を交通取締りに使用するための同意を得て同ホテルから退去しようとした際、

B の不注意により、株式会社アメイズ所有の同ホテルの自動ドアに衝突し、このため同ドアの一部が損傷した。

四 専決年月日 令和八年五月二十九日

報第五号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和八年六月十一日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 賠償金額 一万四千九百六十円

二 賠償の相手方 甲

三 事件の概要

令和八年三月十四日午前十時十五分頃、大分市大字常行四百七十番二十一の川ノ上公園において、捜査活動中の大分東警察署勤務警察官 A が、塀に立て掛けられていた被害車両である原動機付自転車を直立させようとした際、A の不注意により同車が塀に倒れ掛かり、このため同車の一部が損傷した。

四 専決年月日 令和八年五月二十九日